

非常変災時の対応 (詳細説明)

新居浜市教育委員会
平成28年6月1日改訂

① 新居浜市に特別警報または警報(波浪警報・高潮警報を除く)が発表された場合

| 児童・生徒が〈家庭〉にいるとき | | 児童・生徒が〈学校〉にいるとき | |
|-----------------|--|---|-----------|
| 七時まで | 普段、7時以前に家を出発している児童・生徒は台風が近づいている場合等は、午前7時までは出発しない。また、7時以降に出発して遅刻しても遅刻扱いとはしない。 | 各学校の実態や気象状況に応じて今後の対応を校長が決定する。ただし、中学校区内の小・中学校で情報交換等を密に図って決定する。 | |
| 七時 | 午前7時の段階で①の警報が発表されている場合は【自宅待機】とする。 | 今後の対応について 決定したことを 保護者へ連絡する。 | |
| 十一時まで | 【自宅待機】 | 下校時刻等を変更して下校 | 学校で待機(授業) |
| 十一時 | 警報解除 | 下校時刻(終業時刻)や下校方法等の変更について保護者に連絡をする。 | |
| | 警報継続 | | |
| 午後以降 | 昼食をとってから登校する。(登校時刻等については学校から連絡) | 通常下校 | |
| | 臨時休業 | | |

② 新居浜市に【震度5弱以上】の地震が発生した場合

| 児童・生徒が〈家庭〉にいるとき | 児童・生徒が〈学校〉にいるとき |
|---|--------------------------------|
| 児童生徒が家庭にいるとき(祝祭日や土日、平日の下校後から翌日の登校時まで)は学校から連絡があるまで | ただちに授業等を打ち切り、安全な場所に児童生徒を避難させる。 |
| 【臨時休業】 | 【引渡しの時刻等の決定】 |
| | 【児童・生徒の引渡し】 |
| | 学校から連絡があるまで 【臨時休業】 |
| 〈児童・生徒安否確認〉〈学校施設点検〉〈通学路安全確認〉〈学校再開準備〉等 | |
| すべての安全確認後、学校から登校についての連絡 | |
| 児童・生徒の学校登校 | |